

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第504号 平成25年3月4日

盗癖という病

先月（1月）、強盗致傷事件の判決直前に、再び万引き事件を起こした被告の裁判員裁判が東京地方裁判所で行われました。

この裁判で、被告弁護士は「被告は盗み癖のある病気だ。刑務所ではなく、専門施設で治療させてほしい」と訴えていましたが、結果は、懲役3年6ヶ月の実刑判決でした。

被告人は、東京都武蔵野市で卸売業を営む49歳の男性で、スーパーで万引きした後に車で逃げようとし、保安員らに怪我をさせたとして起訴され、平成24年11月に開かれた裁判で、彼は「二度と万引きをしない」と涙ながらに誓って結審しました。判決はその翌日の予定だったのですが、結審の僅か2時間後に都内のスーパーで弁当等を盗んだとして逮捕されたというものです（1月10日付朝日新聞から）。

結局、東京地裁では改めて同じ裁判員による裁判員裁判の審理をやり直すという異例の事態となりました。被告である男性は「私の再犯のため、裁判員の方の貴重な時間を割いていただき、申し訳ありません」などと謝罪していますが、これでは裁判員もたまったものではありません。

裁判長は「法廷で反省のことばを話したはずなのにまた事件を起こした。弁護士は『病気が原因だ』と主張するが、再犯の恐れは否定できない。服役して罪の重さを自覚した後、治療を受けるべきだ」と述べたと伝えられていますが、もっともの事かと思います。

ただ、今回の事件に関して、幾つか考えなければならない点があるように思います。

1点目は、盗み癖をどう捉えるかという事です。

被告人弁護士は、被告人は盗み癖のある病気「クレプトマニア」であり、治療をしなければ、再犯は防げないとして、保護観察付きの執行猶予判決を求めています。

「クレプトマニア」というのは精神疾患の一種とされており、窃盗症と訳されています。その症状は、ある目的のために窃盗するのではなく、自分自身をコントロールできず、衝動的に、窃盗のために窃盗してしまうというもので、ギャンブル癖にも似て、状況は非常に深刻だと思います。

勿論「クレプトマニア」といえども、専門施設で適切に治療を行えば状態はかなり改善されるといわれていますので、その罪を糾弾するだけではなく、窃盗癖の治療についても十分な配慮が必要だと思えます。例えば、実刑判決により刑務所に収監された場合でも、同時並行的に必要な治療を受けさせるといった事も必要ではないでしょうか。

2点目は、再犯をいかに防ぐかという事です。

犯した罪を悔い改め再出発を誓ったはずなのに、刑務所から出所後に再び罪を犯してしまう。これを再犯といいますが、2012年版の犯罪白書によると、2011年の1年間における交通事故等を除く一般刑法犯の再犯率が43.8%と過去最悪だったそうです。

この様に再犯率が高いという事は、刑事罰だけでは犯罪を防止する事が難しいという事を示しています。

再犯の要因の一つは、出所後の生活が不安定という事にあると思えます。罪を償って出所して来ても、地域がなかなか受け入れてくれないという問題があります。

出所しても就職先が見つからず、生活再建の目途も立たない。地域の中にも自分の居場所がない。こうした状況の中で再び罪を犯してしまうというのは、余りにも不幸であり、社会的にも損失です。

犯罪に対して厳しく対処する事は必要ですが、同時に、罪を償った者をどう受け入れ、彼等の居場所を確保して行くかは、社会全体で考えて行かなければならない大きな課題です。

また、再犯防止の上で非常に重要な役割を果たしているのが保護司の皆さんですが、その数が年々減少を続けており、法務省のまとめではこの3年で1000人近く減少しているそうです。

保護司は、刑務所や少年院を出た人の社会復帰をボランティアで支援していますが、こういう方々が減少するという事は、犯罪者の再犯防止という観点からも大きな問題です。保護司の皆さんの善意と熱意に頼る今の仕組みを今後も続けて行くのかどうか、大きな岐路に立たされているように思います。(塾頭：吉田 洋一)